



藍住町国土強靱化地域計画

藍住町

令和2年3月	策定
令和4年3月	改定
令和5年3月	改定
令和6年3月	改定
令和7年3月	改定

目 次

はじめに	1
I 計画策定の趣旨、位置付け	2
II 基本的な考え方	2
III 強靱化の取り組みの現状と課題（脆弱性評価）	4
IV 強靱化の推進方針	11
(1) 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	12
(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	15
(3) 必要不可欠な行政機能は確保する	18
(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	19
(5) 経済活動を機能不全に陥らせない	20
(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の 被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	21
(7) 制御不能な複合災害・二次災害が発生させない	23
(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	25
横断的施策分野の推進方針	29
V 施策の重点化	31
VI 計画の推進と進捗管理	32
(別紙1) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	33
(別紙2) 重要業績指標一覧	48

はじめに

平成 25 年 12 月 11 日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されるとともに、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が平成 26 年 6 月に策定され、基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めてきたところである。

国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国における取り組みのみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国と地方が一体となって強靱化の取り組みを推進していくことが重要である。

加えて、「南海トラフ巨大地震」や、近年、大型化する台風や激化するゲリラ豪雨による大規模水害などの災害、また、複数の自然現象が同時又は連続して発生する「複合災害」等に対しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた強靱化の推進を図るため、本計画以外の藍住町（以下「本町」という。）の計画等の指針となるべきものとして、「藍住町国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定するものである。

I 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

本町は、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震や直下型地震発生後の死者ゼロを目指し、迅速かつ強力に取り組んできたところであるが、近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害などの発生が懸念される状況となってきた。

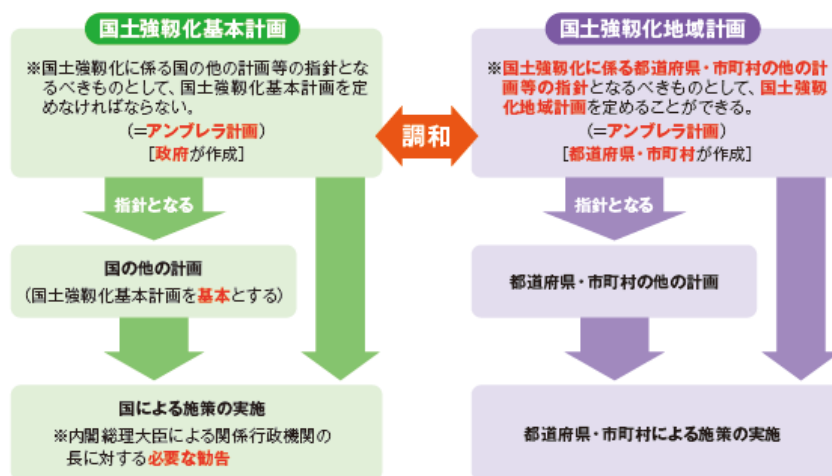
このような状況の中、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」を実現するため平成26年6月に基本計画を策定した。その後、近年の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、令和5年7月に基本計画の見直しが行われている。

本町においても、国・県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な藍住町」をつくりあげ、町民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、令和2年3月に地域計画を策定し施策を実施してきたが、計画の推進期間が令和6年度までとなっているので、今回、見直しを行うものである。

2 地域計画の位置付け

本地域計画は、「基本法」第13条に基づく、「国土強靱化地域計画」であり、本町における国土強靱化に関し、「地域計画」以外の本町の計画等の指針となるものである。なお、地域計画は、国の基本計画及び県の地域計画と調和を図るものとする。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



3 計画の推進期間

計画の推進期間は、令和11年度を目標年次とする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

II 基本的な考え方

基本法においては、地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、地域計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。また、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な藍住町」をつくりあげるためには、徳島県地域計画と調和を図る必要がある。このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 町民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 本町の強靱化を推進する上での基本的な方針

- (1) 強靱化に向けた取組姿勢
 - ・ 本町の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取り組みにあたること
 - ・ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的な取り組みにあたること
 - ・ 国、県をはじめ関係機関等との連携協力による取り組みについても取り入れるなど、**本町の総力を挙げた取り組み**とすること
 - ・ 本町が有する**潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化**すること
- (2) 適切な施策の組み合わせ
 - ・ 災害リスクと地域の特性に応じて、**ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ**、効果的に施策を推進すること
 - ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
 - ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、**平時にも有効に活用できる対策**となるよう工夫すること
- (3) 効率的な施策の推進
 - ・ 町民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえ、**施策の重点化**を図ること
 - ・ **既存の社会資本を有効活用**すること等により、**効率的かつ効果的に施策を推進**すること
 - ・ 施設等の**効率的かつ効果的な維持管理**に資すること
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進
 - ・ **人のきずなや地域コミュニティ機能を強化**し、社会全体の強靱化を推進すること
また、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
 - ・ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に**十分配慮**し、施策を講じること
 - ・ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合における**防災対応への取り組み**を推進すること

Ⅲ 強靱化の取り組みの現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本町の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するため、施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行うものである。これにより、本町の強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野、起きてはならない最悪の事態を設定し行う。

2 本町の特性

(1) 地勢

本町は、徳島県の中央を流れる吉野川下流の北岸にあり、吉野川と旧吉野川に囲まれ、板野郡のほぼ中央部にある。徳島県の二大都市である徳島市と鳴門市に接しており、山は全くなく、吉野川によって形成されたデルタ地帯である。また、平均海拔 5.17m、面積 16.27 km²の肥沃な平坦地である。

山がないため、土石流及び地すべり等の危険区域はないが、吉野川及び旧吉野川に囲まれた地形のため指定水防管理団体に指定されており、水防面における十分な対策を講じる必要がある。

(主たる河川)

河川名	流路延長(km)	備 考
吉野川	194.0	幹川流路延長
旧吉野川	24.8	
正法寺川	5.2	
前川	1.4	

(2) 地質

西南日本に属する吉野川左岸流域は、大部分が阿讃山脈であり、和泉層群で形づくられている。和泉層群は花崗岩類の上にいくつかの岩層が堆積し、不整合に被っている。

また、吉野川によって形成されたデルタ地帯であるため、地震時には液状化による被害の発生が懸念される。

(3) 気象

	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間	降水量	積雪の深さ 最大
単位	℃	℃	℃	m/s	h	mm	cm
1 月	6.7	20.2	-4.1	3.2	170.2	41.5	3.0
2 月	7.2	21.2	-3.3	3.3	158.8	55.6	6.0
3 月	10.8	25.4	0.4	3.1	194.1	100.2	0
4 月	15.6	27.0	4.1	3.3	202.2	109.1	0
5 月	19.9	31.4	9.7	3.2	226.6	140.7	0
6 月	23.1	35.4	13.7	2.9	168.2	182.0	0
7 月	27.2	37.7	19.3	2.9	198.9	179.6	0
8 月	28.5	37.7	19.2	3.0	231.7	275.8	0
9 月	25.2	36.2	15.3	2.9	155.2	238.8	0
10 月	19.7	32.3	9.5	2.9	167.9	207.2	0
11 月	14.4	26.7	4.3	2.8	158.7	92.7	0
12 月	8.7	26.7	-1.1	3.1	165.6	65.9	10.0

「気象庁徳島地方气象台データ（2015 年～2024 年）」

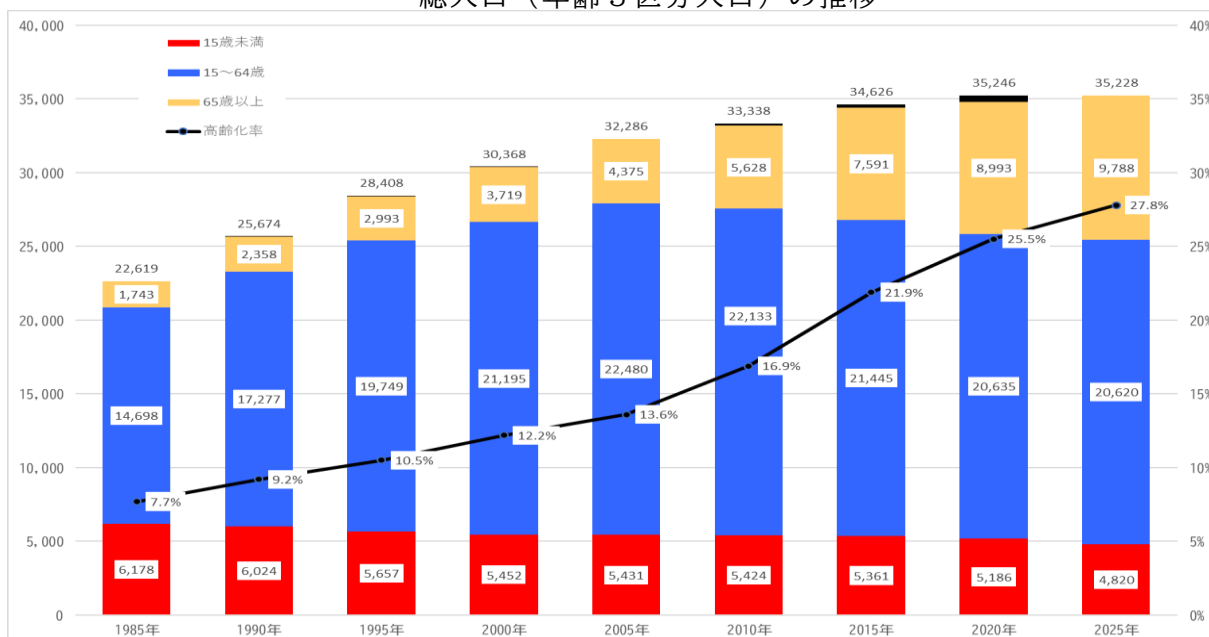
(4) 人口

本町の人口推移は、昭和 45 年以降増加の一途をたどっているが、近年はやや頭打ちとなっている。人口増加の背景には、徳島市、鳴門市に隣接し、通勤・通学が可能であったことや、都市計画区域内でありながら線引きをしていなかったことが大きな要因としてあげられる。

しかし、令和 2 年の人口は約 35,000 人であり、今後、大きな増加は見込めないと考えられる。

また、65 歳以上の人口比率は全国的な少子高齢化や平均寿命の伸びに伴い、2000 年（平成 12 年）の 12.2%から 2020 年（令和 2 年）には約 25.5%へと増加しており、今後も高齢化が進行すると考えられる。

総人口（年齢 3 区分人口）の推移



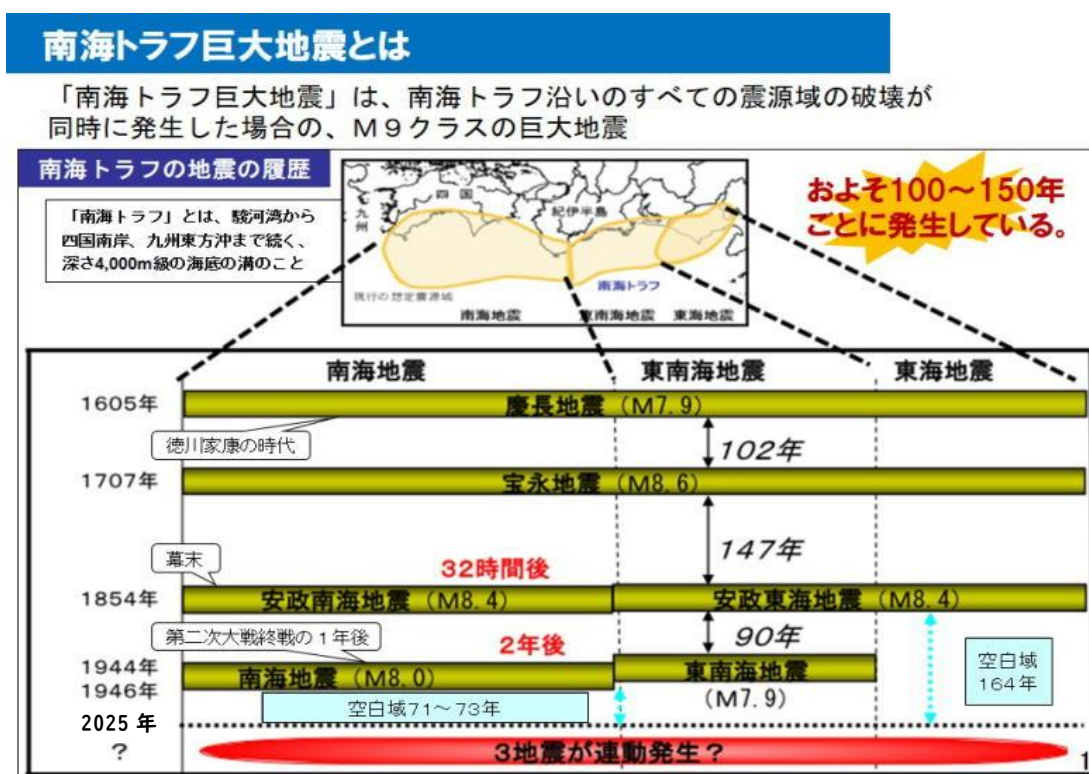
資料：1985 年～2020 年は国勢調査、
2025 年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2025 年推計）」

(5) 災害の歴史

①南海トラフ地震

徳島県は、有史以来幾度となく南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けており、江戸時代以降も、4度の地震・津波に襲われている（下図参照）。南海トラフ地震は、100年～150年間隔の周期で繰り返し発生しており、また、東海地震及び東南海地震と同時にもしくは少しの間隔を開けて発生している。

令和7年1月現在の今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は、地震調査研究推進本部によると80%程度となっている。



②大規模な水害

徳島県は台風の常襲地帯であることから、河川は幾度となく大規模な氾濫を繰り返し、大きな被害を与えてきた。吉野川は、「四国三郎」とも呼ばれ、我が国の3大暴れ川の一つであり、かつては、毎年のように氾濫し、流域の人々を苦しめてきた。

(吉野川の主な洪水の歴史)

西暦	年号	要因	被害状況
886	仁和2年		大洪水、河道が岩津の南に変わる
1849	嘉永2年		酉の水 死者250人
1866	慶応2年		寅の大水 死者2,140人～3万人余
1888	明治21年		死者30人
1912	大正元年		死者81人、浸水面積28,000ha
1934	昭和9年	室戸台風	死者行方不明者39人、住宅全半壊2,190戸
1945	昭和20年	枕崎台風	死者12人、浸水面積3,248ha
1961	昭和36年	第二室戸台風	浸水面積6,638ha
1976	昭和51年	台風17号	全壊流出家屋109戸、浸水面積1,270ha
2004	平成16年	台風23号	浸水面積7,645ha

3 対象とする自然災害（想定するリスク）

対象とする自然災害に関しては、「2 本町の特性」や

- (1) 南海トラフ地震の今後30年以内にM8～9クラスの発生確率が80%程度となっていること
- (2) 中央構造線活断層帯等の活断層を震源とする直下型地震も懸念されること
- (3) 平成30年に発生した7月豪雨や台風21号など、近年の台風は大型化し、集中豪雨が激化していること
- (4) これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されることなどから、次のように決定する。

主な大規模自然災害		想定する規模等
南海トラフ地震・津波		・南海トラフ地震・津波については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする。 ・南海トラフの東側の領域でM8.0の地震が発生し、7日以内に後発地震発生の可能性が相対的に高まった場合を想定（臨時情報の発表）。
中央構造線・活断層地震等 （直下型地震等）		中央構造線断層帯で想定される最大クラスの地震（M7.7）とする。
台風・ 梅雨前線等	大規模風水害	想定しうる最大規模の降雨や高潮等による風水害を想定。例えば、連続雨量が1,000ミリを超える大雨や100ミリの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊等。
複合災害		台風が連続して襲来する場合や南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定。

4 施策分野の決定

評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野は、基本計画の施策分野を参考に次の5つの個別的施策分野と4つの横断的分野とした。

(1) 個別施策分野

①行政施策分野	行政機能 消防等
②住環境分野	住宅・都市 環境
③保健医療・福祉分野	保健医療・福祉
④産業分野	エネルギー 金融 情報通信 産業構造 農業
⑤国土保全・交通分野	交通・物流 国土保全 土地利用

(2) 横断的施策分野

①リスクコミュニケーション分野	様々なリスクコミュニケーション施策
②人材育成分野	人材確保・育成等
③官民連携分野	様々な官民連携施策
④長寿命化対策分野	公共土木施設等の老朽化対策等

5 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、基本計画の45の最悪の事態を参考にしつつ、想定したリスク及び本町の特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして36の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定した。

事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な人に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	農業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPGガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
		7-4	農地等の被害による地域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7	速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

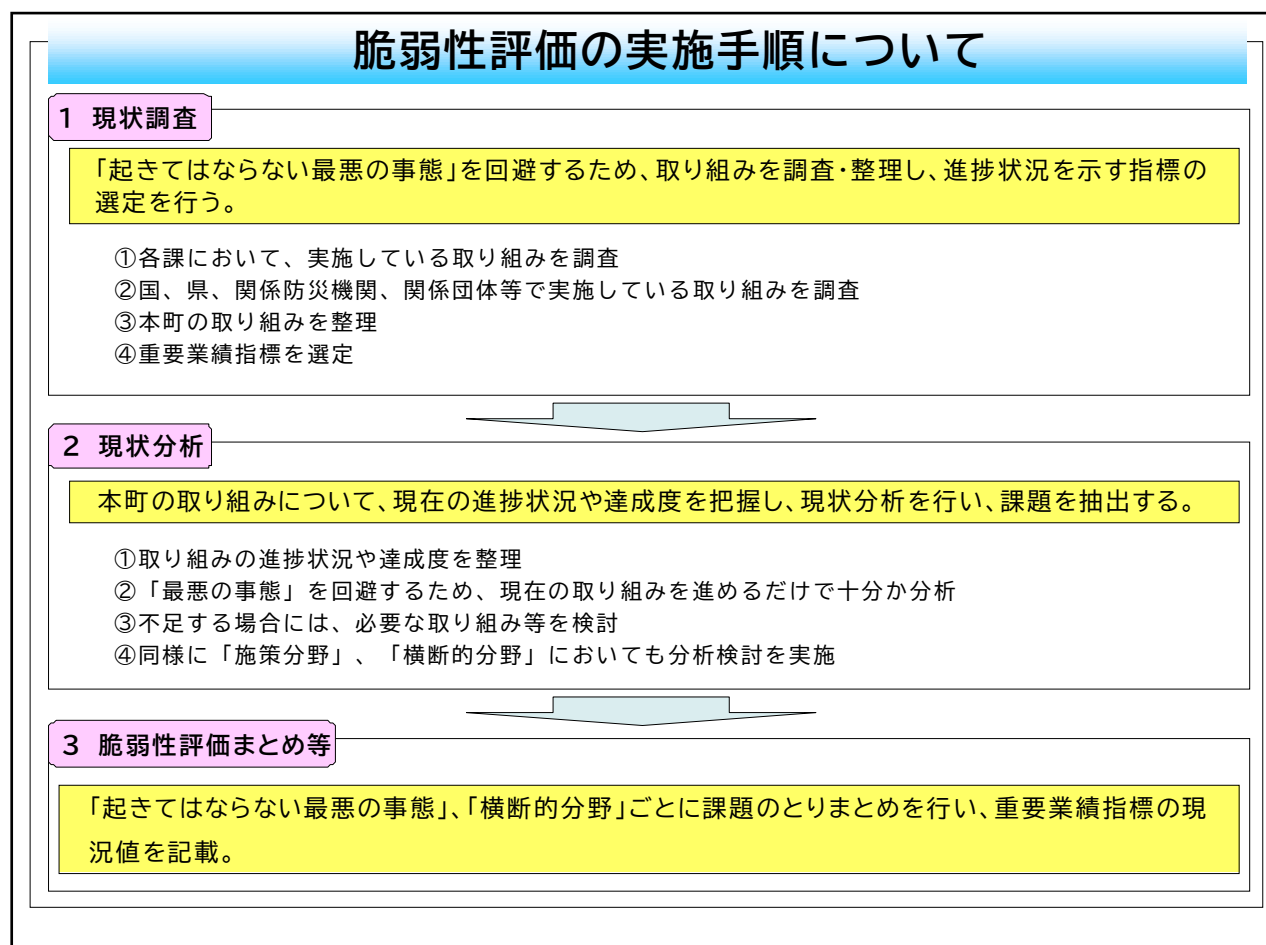
6 重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（以下「プログラム」という。）の達成度や進捗を把握するため、プログラムごとに重要業績指標を選定した。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後、これを踏まえて推進する施策の進捗管理に活用する。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度の向上等、内容の向上を図るべく継続的に見直しを行うこととする。

7 脆弱性評価の実施手順

脆弱性評価は、次の手順により実施した。



8 脆弱性評価結果

脆弱性評価結果及び評価にあたって活用した重要業績指標とその現況値は、別紙２のとおりである。

IV 強靱化の推進方針

●プログラムごとの推進方針

プログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、また、「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を念頭に置きながら、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、プログラムごとに推進方針としてとりまとめ、あわせて重要業績指標について目標値を設定した。

●施策の重点化

36 のプログラムについては、本町が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4 つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画と県の地域計画の一体性等を考慮し、プログラムの重点化を行うこととする。

【推進方針の取りまとめイメージ】

個別施策分野

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野					推進方針	重要業績指標
			行政施策分野	住環境分野	保健医療福祉分野	産業分野	国土保全交通分野		
1 人命の保護が最大限図られる。	1 すべての人命を守る	1-1 〇〇〇・・							・住宅の耐震化率
		1-2 〇〇〇・・							・重点整備河川の整備率
									・土砂災害に係る基礎調査の実施率
	2 重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。	2-1 〇〇〇・・						起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な取組の方針	
									・緊急輸送道路の橋梁耐震化率
3 ……	3 〇〇〇〇・・								
4 ……									

横断的施策分野

① リスクコミュニケー	横断的分野の推進方針
② 人材育成分野	
③ 官民連携分野	
④ 長寿命化対策分野	

1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

<要点>

住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、警察、消防等による救助・救急活動体制の充実強化を図り、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐ。

○ 住宅・建築物の耐震化

災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等を活用し、住宅・建築物等の耐震化を推進する。

・木造住宅等の耐震化率

耐震化支援策実施（R7）→ 地震発生時における死者「ゼロ」（R11）

○ 公共施設の耐震化

・公共施設の非構造部材の耐震化

非構造部材の耐震化 推進（R7）→ 推進（R11）

○ 町営住宅の耐震診断・老朽化対策等

本町の公営住宅は、13 団地 52 棟 537 戸あり、藍住町営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。また、耐震性・安全性の確保に課題のある町営住宅については、耐震診断、耐震改修などの改善、建替え、再編または用途廃止により、町営住宅の安全性の確保に努める。（推進）

○ 学校施設の防災機能強化・老朽化対策等

・児童生徒が安全・安心な学校生活が送れるようにする対策

学校施設の耐震化 町立小中学校 推進（R7）→ 推進（R11）

・学校施設の非構造部材の耐震化

非構造部材の耐震化 町立小中学校 推進（R7）→ 推進（R11）

・誰もが使いやすい洋式トイレへの改修及び衛生的な乾式化への改修

乾式化・洋式化 町立小中学校 80%（R7）→ 推進（R11）

・建築後40年以上経過し老朽化した学校施設の長寿命化・大規模改修

長寿命化・大規模改修 町立小中学校 推進（R7）→ 推進（R11）

・災害発生時における避難場所として、必要な機能が発揮できる防災機能強化

町立小中学校 推進（R7）→ 推進（R11）

・記録的な暴風雨や大雨等により校舎や屋内運動場が被災しないための学校施設等の安全の確保 町立小中学校 調査（R7）→ 推進（R11）

○ 社会福祉施設等の耐震化等

社会福祉施設（高齢者施設等）は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の防災・耐震化等の対策により、利用者

が安全・安心して暮らすことができる環境づくりを進める。また、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合を想定し、入居者等の保護及び保護者への引継ぎの方法等を定めるなどの防災対応を整備し、保護者等と共有を図る。（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等の国、県の交付金・補助金事業等を活用）

- ・防火・防災・耐震化の促進 推進（R7）→ 推進（R11）

既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業等

- ・ブロック塀の安全対策の促進 推進（R7）→ 推進（R11）

- ・安全対策の強化の促進 推進（R7）→ 推進（R11）

高齢者施設等の安全対策強化事業等

- ・BCPの策定の促進 推進（R7）→ 推進（R11）

- ・給水設備・換気設備の整備促進 推進（R7）→ 推進（R11）

高齢者施設等の給水設備整備事業

高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業等

- 自助・共助の取り組み強化

- ・自主防災組織の活性化

自主防災組織結成率 72.4%（R6）→ 100%（R11）

- ・防災士登録者数 194人（R6）→ 300人（R11）

- 建築物の倒壊等防止対策

- ・老朽危険建築物（空き家等）除却戸数 推進（R7）→ 10戸（R11）

- 防火・消火体制の整備

- ・住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置促進

- ・消防団員の確保対策の推進

- 臨時情報を活用した防災対応

- ・気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した、「防災対応」の計画策定

1－3 南海トラフ巨大地震等での大規模津波等による多数の死傷者の発生

<要点>

大規模津波発生時に素早い避難ができるよう町民の津波避難意識の向上を図るとともに、避難訓練を重ね、災害時要援護者対策も推進する。また、津波避難路・避難場所の整備を推進し、町民への津波情報伝達体制の整備を推進する。

- 津波避難意識の向上及び訓練の実施

- ・総合ハザードマップの作成、公表

作成済→ 最新の知見を盛り込み時点修正（随時）

- ・防災訓練の実施

避難所開設・運営訓練 年1回→ 内容を見直し、町民の参加を促進（随時）

あいずみ防災フェス 年1回→ 内容を見直し、町民の参加を促進（随時）

- 災害時要援護者対策の推進

- ・避難行動要支援者に対する個別計画の作成

推進（R7）→ 推進（R11）

- 津波避難路・避難場所の整備
 - ・「津波避難対策緊急事業計画」の策定
- 津波情報伝達体制の強化
 - ・情報伝達手段の多重化
 - 防災行政無線、徳島県災害時情報共有システム、「藍メール」（登録制メール配信サービス）、町公式 LINE 運用中（R6）
 - SNSの活用、スマートフォン向け防災アプリの導入を検討（R11）
- 建築物の倒壊等防止対策
 - ・老朽危険建築物（空き家等）除却戸数（再掲） 推進（R7）→ 10戸（R11）
- 臨時情報を活用した防災対応
 - ・気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した、「防災対応」の計画策定（再掲）
- 町内在住の外国人への防災に関する啓発の推進
 - ・防災訓練への外国人の参加促進

1－4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

<要点>

『「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく吉野川下流域の減災に係る取組方針』に基づくハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進により河川整備等を推進し、被害の最小化を図るとともに、総合ハザードマップなどの作成による事前の防災力の強化を図る。また、防災啓発、防災訓練を実施することにより、安全な避難体制を確立し、浸水による人的被害を防ぐ。

- 河川整備等の推進
 - ・河川管理者に対して、既設堤防の改修や無堤区間の解消、排水施設の機能強化等を要望し、計画的な河川整備を促す。
- 避難対策の推進及び事前の防災力強化
 - ・総合ハザードマップの作成、公表（再掲）
 - 作成済→ 最新の知見を盛り込み時点修正（随時）
- 中小河川の洪水対策
 - ・町民の円滑かつ迅速な避難に資する洪水ハザードマップの作成
 - 徳島県が公表する中小河川を対象とした洪水浸水想定区域図を基に作成（R8）
 - 最新の知見を盛り込み時点修正（随時）

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

<要点>

家庭や地域・町・県、それぞれの役割に応じた備蓄を推進する。また、物資調達・供給体制を構築し、救援物資の輸送を確保するため、緊急輸送道路を中心とした道路の機能強化を図る。また、全国各地からの救援物資等の受援体制の検討を進める。

- 食料や水等の備蓄の推進
 - ・「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」に基づく備蓄の推進
備蓄達成率 94% (R7) → 100% (R11)
 - ・災害時の物資供給に係る協定の締結の推進
 - ・家庭における備蓄推進への啓発
- 物資備蓄・供給体制の構築
 - ・高潮・津波災害が想定され、迅速な避難行動が必要である勝瑞・住吉地区を中心とした町東部地域に防災備蓄倉庫を整備し町民の安全・安心を確保する。（国の交付金事業（社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金））を活用）
勝瑞・住吉地区防災備蓄倉庫整備事業 事業着手（R5）→ 完成（R8）
- 水道施設、管路の耐震化の推進
 - ・災害発生時に水道供給への被害を最小限に抑え、生活基盤としてのライフライン機能を確保するとともに、避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保対策を計画的かつ効率的に推進する。
 - ・基幹管路耐震適合率 17.34% (R5) → 24.0% (R11)
- 災害時要援護者等に対する物資供給体制の整備
 - ・災害時要援護者等が、より良い環境で避難生活をおくることが可能となるよう、福祉避難所の環境整備や必要な物資の確保等に努める。
- 受援体制の整備
 - ・全国各地からの救援物資等の受援体制の検討を進める。
- 防災拠点等の電力確保
 - ・防災拠点等に太陽光発電設備及び蓄電池等を設置
（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等の国、県の交付金・補助金事業等を活用）
合同庁舎 完成（R5）
西クリーンステーション 完成（R6）
その他防災拠点施設 事業化検討（R7）→ 事業推進（R11）

- インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進
 - ・路面性状調査及び舗装個別施設計画（町道江ノ口新居須線ほか）の策定により、緊急輸送道路を含む主要な道路舗装の長寿命化を推進
推進（R7）→ 推進（R11）
 - ・橋梁長寿命化計画及び橋梁耐震化計画の策定により、長期の健全性維持及び震災時において円滑に避難や物資輸送を行うための機能確保を推進
推進（R7）→ 推進（R11）
 - ・道路附属物個別施設計画の策定により、適切な修繕・更新を推進
策定（R7）→ 推進（R11）
- （これらの事業については、国及び県の交付金並びに補助事業等を活用）

2－2 自衛隊・警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<要点>

自衛隊・警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足を補うため、消防団や自主防災組織の充実強化を推進する。

- 消防団や自主防災組織の充実強化
 - ・自主防災組織の活性化（再掲）
自主防災組織結成率 72.4%（R6）→ 100%（R11）
 - ・消防団「機能別団員制度」の導入の検討
- 関係機関との連携強化、訓練の実施
 - ・防災訓練の実施（再掲）
避難所開設・運営訓練 年1回→ 内容を見直し、町民の参加を促進（随時）
あいずみ防災フェス 年1回→ 内容を見直し、町民の参加を促進（随時）

2－3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

<要点>

帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保や機能強化を推進するとともに、企業や学校において、食料や水の備蓄を促進する。また、緊急輸送道路、橋梁等の耐震化を推進することで、食料等の供給不足を防ぐ。

- 帰宅困難者の受入体制等の確保
 - ・「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発
 - ・道路の通行止めや公共交通機関の運行停止に伴う帰宅困難者の発生に備えて、企業や学校における食料や水の備蓄を促進するため、その普及啓発を図る。
- インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進（再掲）

- 2－4 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災・支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
- 2－5 被災地における感染症等の大規模発生
- 2－6 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、災害関連死の発生

<要点>

救助・救急、医療活動に支障が出ないように、災害医療体制の構築、防災拠点等における電力確保対策を図る。

避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、避難所における適切なゴミ処理、災害廃棄物の適正処理等に努める。

長期の避難生活に備えた避難環境の向上や避難所等への物資供給体制を確立する。また、福祉避難所の指定や要援護者対策を考慮した避難所運営体制を推進し、心のケアを含めた多様なサポート体制を整備することにより災害関連死を防ぐ。

- 災害医療体制の構築
 - ・板野郡医師会との「災害・事故等時の医療救護に関する協定書」に基づき、実効性のある災害医療体制の構築に向け、訓練等を実施する。
 - ・DMAT（災害時派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時コーディネーター等との具体的な連携方法の検討を進める。
- 防災拠点等の電力確保（再掲）
 - ・防災拠点等に太陽光発電設備及び蓄電池等を設置
- 下水道施設の災害対策による衛生面の悪化防止
 - ・地震対策上、重要な下水管渠の地震対策実施率 100%（R7）→ 推進（R11）
 - ・下水道BCPの継続的な改善と被害の最小化を図る
取り組みの実施 推進（R7）→ 推進（R11）
- 「徳島県災害時快適トイレ計画」等に基づくトイレの確保
 - ・災害用トイレの備蓄率 100%（R7）
→ 様々な立場の人にとっての快適なトイレ環境確保の推進（R11）
- 避難環境の向上
 - ・「快適な避難所」の確保を推進
スフィア・プロジェクト研修の参加者数 2人（R7）→ 10人（R11）
避難所施設となる体育館トイレ洋式化率 推進（R7）→ 推進（R11）
- 円滑な避難所運営実施のための取り組みの推進
 - ・「藍住町避難所運営マニュアル」等による地域住民が主体となった訓練等の実施
- 要援護者支援の強化
 - ・福祉避難所の指定の推進
福祉避難所の指定数 7か所（R7）→ 10か所（R11）
 - ・福祉避難所の装備資機材等の充実、各種訓練の実施等

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

< 要点 >

庁舎等の耐震化や電力等の確保対策など機能強化を行うとともに、業務継続計画の策定や広域連携協定等により、行政機能不全の防止を図る。

- 庁舎等の耐震化、防災拠点施設の機能強化
 - ・ 防災拠点等となる町有施設の耐震化率
95.2% (R7) → 100% (R11)
- 防災拠点等の電力確保（再掲）
 - ・ 防災拠点等に太陽光発電設備及び蓄電池等を設置
- 行政機関の業務継続計画の策定や見直し、広域連携等、行政機能維持体制の整備
 - ・ 「藍住町業務継続計画」等の改定
推進 (R7) → 改定 (随時)
 - ・ 他自治体と締結している相互応援協定の取り組み強化
- 庁舎機能の補完及び機能強化の推進
 - ・ 合同庁舎の被災により、業務継続が困難になることを防止するため、総合文化ホールの一部に庁舎機能が代替できる設備を設置し、耐災害性を強化する。
- 情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策
 - ・ 住民情報のクラウド化 推進 (R7) → 推進 (R11)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

- 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
- 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な人に伝達できない事態
- 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

<要点>

防災行政無線のデジタル化や情報伝達手段の多重化等により、町民への情報伝達体制の強化や情報通信システム基盤等の耐災害性の向上等を図り、情報通信が麻痺や長期停止することがないように対策を講ずるほか、避難行動要支援者に対する避難行動等の支援等により迅速な避難を促し、死傷者の発生を防ぐ。

- 防災行政無線のデジタル化、情報伝達手段の多重化
 - ・ 情報伝達手段の多重化
防災行政無線、徳島県災害時情報共有システム、「藍メール」（登録制メール配信サービス）、町公式 LINE 運用中（R6）
→ SNSの活用、スマートフォン向け防災アプリの導入を検討（R11）
- 非常用電力の確保
 - ・ 避難所における非常用発電機の備蓄数
各避難所（7か所）34台（R7）→ 各避難所（7か所）推進（R11）
 - ・ 防災拠点等に太陽光発電設備及び蓄電池等を設置（再掲）
- 情報通信基盤の整備及び利活用の推進
 - ・ 地域の課題解決や産業の振興を図るため、第5世代移動通信システム（5G）によるイノベーションの創出や社会実装に向けた取り組みを推進
 - ・ 防災拠点等における公衆無線LANの整備
- 臨時情報が発表された場合の情報伝達体制の確立
 - ・ 臨時情報を活用した防災対応（再掲）
「南海トラフ地震臨時情報」を活用した、「防災対応」の計画策定
 - ・ 臨時情報が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等の実施

5 経済活動を機能不全に陥らせない

- 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
- 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
- 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
- 5-4 金融サービス・郵便等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響
- 5-5 食料等の安定供給の停滞
- 5-6 農業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

<要点>

企業のBCP策定の取り組みを促進する。各ライフライン事業者におけるエネルギー供給停止対策の促進を図り、各金融機関は、町民や企業への金融取引が停止しないよう店舗の耐震化等対策を促進する。農業に係る生産基盤等の災害対応力を強化し、農業協同組合など関係団体のBCPの策定・見直しを促進する。さらに、農地の津波被害を軽減するため、河川堤防を整備する。また、物流ルートの耐災害性を高める。

- BCPの取り組み等を促進
 - ・各企業のBCP策定の支援
推進(R7) → 推進(R11)
 - ・農業版BCP策定の支援
推進(R7) → 推進(R11)
 - ・農業協同組合など関係団体のBCP策定の支援
推進(R7) → 推進(R11)
- ライフライン事業者等との連携強化
 - ・ライフライン事業者参加の防災訓練の実施 毎年度実施
- 農業生産基盤等の災害対応力強化
 - ・基幹的水利施設等の整備・耐震化など防災対策の推進
 - ・水利施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策の推進
- 物流インフラの強化
 - ・緊急輸送道路、橋梁等の耐震化（再掲）
道路構造物の修繕・更新、緊急輸送道路、橋梁等の耐震補強の推進
（国、県の交付金・補助金事業等を活用）
- 物資調達・供給体制の構築
 - ・民間物流施設の活用、協定の締結、BCPの策定等により、物資調達・供給体制の構築
- 救援物資等の受援体制の整備
 - ・相互応援協定締結に基づく救援物資等の備蓄・輸送体制等受援体制の整備推進

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

- 6-1 電力供給ネットワークや石油・LPGガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
- 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
- 6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

<要点>

自然エネルギーによる電力供給体制の整備など、自立・分散型の電力供給システムの導入推進、上下水道施設の耐震化など、ライフラインの確保や早期復旧を図る。

- 電力等供給体制の整備
 - ・ 太陽光や風力といったエネルギー源が地域に存在し、枯渇することがない自然エネルギーの「災害に強い」という特性を活かして、自立・分散型の電力供給システムの導入を検討する。
- 避難所等の電力確保
 - ・ 災害時の非常用電源としての次世代エコカー（EV、FCV、PHV等）の導入の検討
 - ・ 避難所における非常用発電機の備蓄数（再掲）
各避難所（7か所）34台（R7）→ 各避難所（7か所）推進（R11）
 - ・ 防災拠点等に太陽光発電設備及び蓄電池等を設置（再掲）
- 水道施設、管路の耐震化の推進（再掲）
 - ・ 災害発生時に水道供給への被害を最小限に抑え、生活基盤としてのライフライン機能を確保するとともに、避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保対策を計画的かつ効率的に推進する。
 - ・ 基幹管路耐震適合率 17.34%（R5） → 24.0%（R11）
- 農業生産基盤等の災害対応力強化（再掲）
 - ・ 基幹的水利施設等の整備・耐震化など防災対策の推進
 - ・ 利水施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策の推進
- 下水道施設の耐震化
 - ・ 地震対策上、重要な下水管渠の地震対策実施率（再掲）
100%（R7）→ 推進（R11）
 - ・ 下水道BCPの継続的な改善と被害の最小化を図る（再掲）
取り組みの実施 推進（R7）→ 推進（R11）

- 合併処理浄化槽の普及促進
 - ・老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進
 - ・合併処理浄化槽の普及促進
 - 合併処理浄化槽普及率（下水道接続を除く）
53.0%（R7）→ 64.4%（R11）
 - ・浄化槽台帳データの更新
 - 設置・管理状況の把握の推進
- 被害想定をもとにした防災・減災対策の推進
 - ・「液状化」については、徳島県が公表した被害想定をもとに、本町の実情にあった効果的な防災・減災対策をさらに加速させる。
 - ・南海トラフ巨大地震の被害想定に加え、中央構造線・活断層地震の被害想定 の啓発
総合ハザードマップの作成、公表
作成済→ 最新の知見を盛り込み時点修正（随時）

6－4 交通インフラの長期間にわたる機能停止
6－5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

<要点>

輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路等の耐震化、河川堤防等の整備を推進し、関係機関が情報共有体制を構築することでの交通ネットワークの早期復旧を実現する。

- 緊急輸送道路等の整備推進
 - ・緊急輸送道路、橋梁等の耐震化（再掲）
道路構造物の修繕・更新、緊急輸送道路、橋梁等の耐震補強の推進
（国、県の交付金・補助金事業等を活用）
- 町道等の整備推進
 - ・緊急輸送道路を補完する町道の整備
- 河川整備等の推進（再掲）
 - ・河川管理者に対して、既設堤防の改修や無堤区間の解消、排水施設の機能強化等を要望し、計画的な河川整備を促す。
- 公共交通機関等の状況把握、復旧体制の整備
 - ・発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、各種団体との支援協定の締結を推進し、情報収集・共有体制を整えるなど連携体制を整備する。
- 早期復旧に向けた取り組みの推進
 - ・発災後、迅速な道路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図る。
 - ・「液状化」については、徳島県が公表した被害想定をもとに、本町の実情にあった効果的な防災・減災対策をさらに加速させる。（再掲）

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

7-3 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

<要点>

1-1、1-2による火災対策や建築物等の倒壊対策、1-3、1-4、1-5による水害対策に加え、有害物質の拡散防止対策を実施するとともに、関係防災機関が連携して防災訓練に取り組む。

- 防火・消火体制の整備（再掲）
 - ・住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置促進
 - ・消防団員の確保対策の推進
- 災害現場での救助活動能力を高めるため、消防団や自主防災組織の充実強化による初動対応力の向上を図る。
 - ・避難所開設・運営訓練、図上訓練の実施 実施（R7）→ 毎年度開催（R11）
- 有害物質等の拡散防止対策
 - ・化学物質や毒物・劇物を保有する企業は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する。
 - ・高圧ガス事業者は、高圧ガス設備の耐震性向上を図るため、既存高圧ガス設備の点検を行うとともに、必要な耐震補強に努める。
 - ・住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、建築物に使用されているアスベストの調査等を推進する。
- 津波火災対策の検討
 - ・東日本大震災では、津波火災が多数の箇所が発生しており、南海トラフ地震に伴う津波による津波火災についても、被害を軽減するための方策を検討する。
- 住宅・建築物、公共施設の耐震化（再掲）
 - ・木造住宅等の耐震化率
耐震化支援策実施（R7）→ 地震発生時における死者「ゼロ」（R11）
- 建築物の倒壊等防止対策（再掲）
 - ・老朽危険建築物（空き家等）除却戸数（再掲） 推進（R7）→ 10戸（R11）

7－4 農地等の被害による地域の荒廃

<要点>

農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動推進などにより、農地等の荒廃による被害の拡大を防ぐ。

- 農地・農業水利施設等の保全
 - ・ 農業の有する多面的機能の発揮を促進させるため、地域コミュニティによる、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取り組みを推進する。
(多面的機能支払交付金事業を活用)
 - ・ 農業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード・ソフト対策の適切な推進を図る。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
- 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
- 8-5 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<要点>

公共土木施設等の長寿命化対策等を推進し基幹インフラの損壊等の防止を図る。また、地籍調査を推進する。さらに、長期浸水に備え、堤防等の耐震化を推進する。

- 災害廃棄物等の処理
 - ・県が平成 25 年に公表した南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地の選定を推進。
 - ・既存の処理施設（焼却施設、破碎機等）だけでは、災害廃棄物等の処理に長時間を要することから、仮設焼却炉の設置等を検討。
- 浸水対策の推進
 - ・河川管理者に対して、既設堤防の改修や無堤区間の解消、排水施設の機能強化等を要望し、計画的な河川整備を促す。（再掲）
- 中小河川の洪水対策（再掲）
 - ・町民の円滑かつ迅速な避難に資する洪水ハザードマップの作成
徳島県が公表する中小河川を対象とした洪水浸水想定区域図を基に作成（R8）
→ 最新の知見を盛り込み時点修正（随時）
- 公共土木施設等の老朽化対策の推進
 - ・本町の道路、排水路など社会資本の多くは、今後急激に高齢期を迎えることから、ライフサイクルコストの最小化や予算の平準化を図るための、公共土木施設等の長寿命化対策を推進する。
総合管理計画に基づき「個別施設計画」を策定
推進（R7）→ 推進（R11）
- 緊急輸送道路等の整備推進（再掲）
 - ・緊急輸送道路、橋梁等の耐震化
道路構造物の修繕・更新、緊急輸送道路、橋梁等の耐震補強の推進
（国、県の交付金・補助金事業等を活用）

○ 貴重な文化財の保護

- ・「文化財災害対応マニュアル」により、所有者等に文化財の耐震化についての意識向上を図る。
- ・文化財の喪失を防ぐために、平時から町民の文化財保護意識を醸成する。
- ・文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を推進する。
- ・藍の館、勝瑞城館跡（類似施設を含む）における展示方法・収蔵方法等を点検・改善し、来館者や展示・収蔵資料の被害を最小限にとどめることが必要である。また、徳島県文化財保存整備市町村協議会、徳島県博物館協会、歴史資料保全ネットワーク徳島との「文化財の防災に関する共同宣言」に基づき、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができるよう体制を整えるとともに、展示・収蔵資料のほか、有形無形の文化財等を映像等に記録し、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てるため、アーカイブしておく。
- ・地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取り組み等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組んでいく。

8-2 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

8-7 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

<要点>

建設業BCPの策定・見直しを促進するとともに、建設業界団体と行政が連携して、建設産業の担い手確保・育成に取り組む。

自主防災組織の活性化や地域防災リーダーの育成により地域防災力の強化を図る。大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、BCPの策定を推進するとともに、策定されたBCPの実効性向上を図る。

○ 地場産業を構成する事業者等のBCP策定の促進

- ・農業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取り組みを進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく。また、復興ビジョンに基づき、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靱な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進めていく。

○ 建設産業の担い手確保・育成

- ・復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。

- 道路啓開等の効率化
 - ・速やかな道路啓開や応急危険度判定等の実現に向け、地元の建設業者・建築士会等との連携強化を図るとともに、災害時に活用可能な重機や資機材、人材の把握等を進める。
- 自主防災組織等の充実強化
 - ・自主防災組織についての活動活性化について支援を行う。また、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図る。さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る。
- 被災者生活再建支援制度の充実
 - ・被災者が早期に生活再建できるように「被災者生活再建支援制度」に関する研修を実施し、職員の対応能力の向上を図る。
 - ・罹災証明書をはじめ、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等の各種手続きに関して、迅速かつ的確に事務処理手続きを行うため、連絡体制の強化や事務処理手続きの周知、各種手続きに関する研修等に取り組む。
 - ・被災者の生活再建に資するため、行政機能の早期復旧はもとより、福祉施設や学校等の早期再開に向け、取り組み体制の強化に努める。
- 各BCPの策定と体制の向上
 - ・各団体のBCP策定を支援し、実効性の検証・改善を行い防災体制の向上を図る。
 - ・下水道BCPの策定と被害の最小化を図る（再掲）
取り組みの実施 推進（R7）→ 推進（R11）
- 事前復興計画の策定推進
 - ・震災からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取り組みを推進する。
事前復興の取り組みの推進（ロードマップ作成）
推進（R7）→ 作成（R11）
 - ・南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図られるよう、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、復興計画策定に必要な基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）を推進

8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

<要点>

被災後に早期かつ的確に復興が行われるよう、復興に関する体制や手順の検討を実施する。また、発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。

- 地籍調査の推進
 - ・被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、地籍調査を推進する。
地籍調査の推進 推進（R7）→ 推進（R11）
- 被災した宅地・建物の調査を行える人材の確保
 - ・大規模災害発生時においても罹災証明発行の前提となる、住家被害認定調査を円滑に

実施するため、専門人材を養成する必要がある。

住家被害認定調査職員登録者数 48 人 (R7) → 70 人以上 (R11)

被災建築物応急危険度判定士の確保人数 32 人 (R7) → 50 人以上 (R11)

被災宅地危険度判定士の確保人数 9 人 (R7) → 20 人以上 (R11)

○ 応急仮設住宅用地の確保

- ・ 発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。
- ・ 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時に、応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておく。

応急仮設住宅供給のための用地確保 推進 (R7) → 推進 (R11)

●横断的施策分野の推進方針

リスクコミュニケーション分野

- 町民、自主防災組織、学校、事業者、ボランティア、県、町、その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び要配慮者をはじめとするあらゆる人の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携及び協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する必要がある。
 - ・ 防災訓練の実施(再掲)
 - 避難所開設・運営訓練 年1回→ 内容を見直し、町民の参加を促進(随時)
 - あいずみ防災フェス 年1回→ 内容を見直し、町民の参加を促進(随時)
- 発達段階に応じた防災教育をはじめ、町民の誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会を提供するなど、地域の「防災リーダー」となる防災を担う人材を育成する必要がある。
 - ・ 自主防災組織の活性化(再掲)
 - 自主防災組織結成率 72.4% (R6) → 100% (R11)
 - ・ 防災士登録者数 194人 (R6) → 300人 (R11)
- 児童生徒が災害に適切に対応する能力や主体的に判断・行動する能力を高めるため、各学校が家庭・地域・関係機関と連携した防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

人材育成分野

- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりを推進する必要がある。
 - ・ 自主防災組織の活性化(再掲)
 - 自主防災組織結成率 72.4% (R6) → 100% (R11)
 - ・ 防災士登録者数 194人 (R6) → 300人 (R11)
- 大規模災害発生時においても罹災証明発行の前提となる、住家被害認定調査を円滑に実施するため、職員に対し実践的な研修を実施し、専門人材を養成する必要がある。
 - 住家被害認定調査職員登録者数 48人 (R7) → 70人以上 (R11)
 - 被災建築物応急危険度判定士の確保人数 32人 (R7) → 50人以上 (R11)
 - 被災宅地危険度判定士の確保人数 9人 (R7) → 20人以上 (R11)

官民連携分野

- 町民、自主防災組織、学校、事業者、ボランティア、県、町、その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び災害時要援護者をはじめとする、あらゆる人の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携及び協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する必要がある。
 - ・ 防災訓練の実施(再掲)
 - 避難所開設・運営訓練 年1回→ 内容を見直し、町民の参加を促進(随時)
 - あいずみ防災フェス 年1回→ 内容を見直し、町民の参加を促進(随時)

長寿命化対策分野

- 既存ストックの積極的な有効活用を通じて、予防保全型の継ぎ目ないメンテナンスサイクルを基礎とする老朽施設の戦略的な長寿命化を実行し、「強靱化」に資するとともに町民の安全・安心の確保を図る必要がある。
- 施設類型毎の個別施設計画を早期に整備するとともに、総合管理計画との整合性を図りながら取組を充実・深化させる必要がある。
 - ・ 総合管理計画に基づき「個別施設計画」を策定
推進(R7)→ 推進(R11)

V 施策の重点化

36のプログラムについては、本町が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画や県の地域計画との一体性等を考慮し、14の重点化すべきプログラムを選定した。重点化すべきプログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」は次表のとおりとする。

重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	重点化すべきプログラムに係る 起きてはならない最悪の事態	
① 人命の保護が最大限図られる	① 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3	南海トラフ巨大地震等での大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる	③ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
	④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない	5-5	食料等の安定供給の停滞
④ 迅速な復旧・復興を可能にする	⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	⑦ 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-4	農地等の被害による地域の荒廃
	⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

VI 計画の推進と進捗管理

1 推進体制

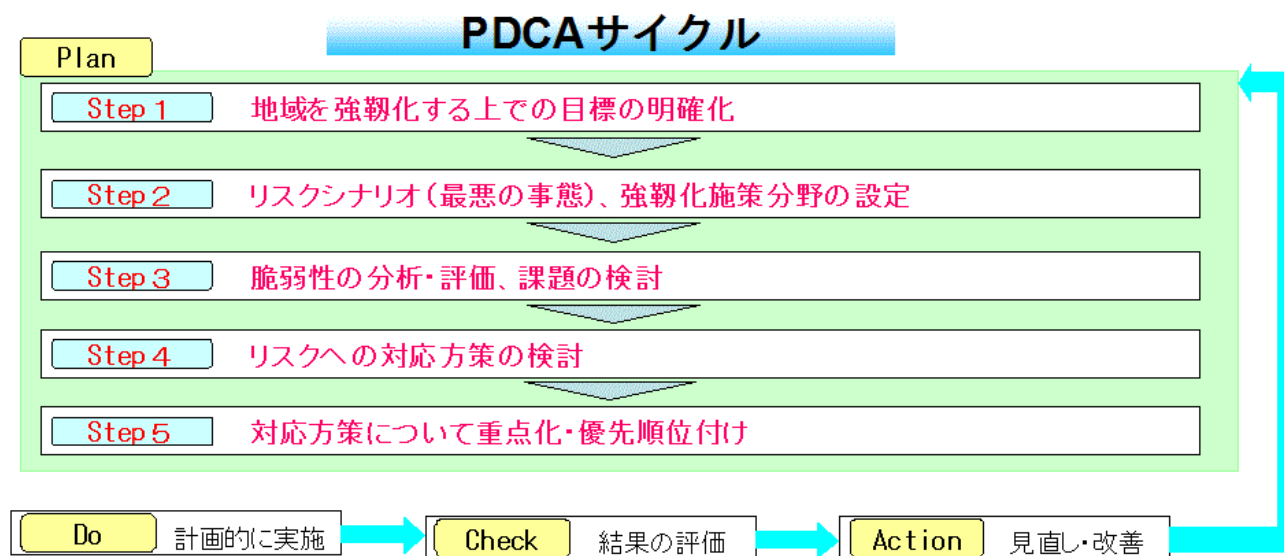
① 推進体制

計画の推進については、国、県、町、民間事業者、NPO団体、町民等の叡智を結集し、本町の総力を挙げた体制で、各々が単独または連携して取り組むものとする。

また、南海トラフ巨大地震による災害は、超広域災害となる可能性が高いため、官民を挙げて広域連携を構築するものとする。

2 計画の進捗管理と見直し

地域計画による地域の強靱化を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、プログラムの見直しはPDCAサイクルを繰り返して適切に行うものとする。なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。



別紙 1 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
○ 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。 ○ 学校施設の耐震化率は、財政支援措置の拡充等により完了したが、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、避難所として機能するための防災機能強化等が必要である。 ○ 社会福祉施設（高齢者施設等）は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の防災・耐震化等の対策により、利用者が安全かつ安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。また、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合を想定し、入居者等の保護及び保護者への引継ぎの方法等を定めるなどの防災対応を整備し、保護者等と共有を図る必要がある。 ○ 沿線・沿道の建物倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、関係機関と連携した取り組みを推進する必要がある。 ○ 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
○ 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等について設置を促進するとともに、消防団員の確保対策を推進する必要がある。 ○ 地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。 ○ 密集市街地における住環境改善、防災性の向上等を図る必要がある。 ○ 火災予防、通電火災防止、危険物事故防止対策等の啓発を推進するとともに、感震ブレーカーや住宅用火災報知器の設置の促進を図る必要がある。 ○ 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。（再掲） ○ 学校施設の耐震化率は、財政支援措置の拡充等により完了したが、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、避難所として機能するための防災機能強化等が必要である。（再掲）

- 社会福祉施設（高齢者施設等）は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の防災・耐震化等の対策により、利用者が安全かつ安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。また、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合を想定し、入居者等の保護及び保護者への引継ぎの方法等を定めるなどの防災対応を整備し、保護者等と共有を図る必要がある。（再掲）
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。（再掲）

1－3 南海トラフ巨大地震等での大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、関係機関と連携した取り組みを推進する必要がある。（再掲）
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。（再掲）
- 東日本大震災では、津波火災が多数の箇所が発生しており、南海トラフ地震に伴う津波による津波火災についても、被害を軽減するための方策を検討する必要がある。
- 津波・洪水浸水想定や震度分布などの防災情報を、地図情報として視覚的に分かりやすくし、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、町民の防災意識向上を図る必要がある。
- 津波情報をいち早く確実に住民に伝えるため、津波情報伝達体制の強化を図る必要がある。
- 津波からの即避難率 100%を目指し、町民の意識啓発を推進するとともに、防災士や災害ボランティアコーディネーターなどの人材の育成、自主防災組織の充実強化等を図るなど総合的なソフト対策を推進する必要がある。
- 「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため、「避難行動要支援者名簿」を地域や支援者と共有し、個別計画策定の取り組みを一層推進する必要がある。
- 町内に住む外国人が増加するなか、地震、台風、豪雨などの災害に不慣れな外国人に対して、防災に関する啓発を推進する必要がある。
- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄に努める必要がある。

1－4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 浸水想定区域を視覚的にわかりやすい地図情報として、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、町民の防災意識向上を図り、防災啓発や避難訓練の充実等ソフト対策を推進する必要がある。
- 平成 30 年 7 月豪雨での教訓や「避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当））」を踏まえ、安全な避難体制の確立による事前の防災力の強化を図る必要がある。また、気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすためには、分かりやすい水位情報の発信や洪水浸水想定区域・洪水タイムラインの周知を図る必要がある。
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。（再掲）
- 津波・洪水浸水想定や震度分布などの防災情報を、地図情報として視覚的に分かりやすくし、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、町民の防災意識向上を図る必要がある。（再掲）
- 町内に住む外国人が増加するなか、地震、台風、豪雨などの災害に不慣れな外国人に対して、防災に関する啓発を推進する必要がある。（再掲）
- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄に努める必要がある。（再掲）

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
○	水道施設の耐震化などを着実に推進し、また災害時の応急給水や復旧活動のための計画の策定を推進しているところであるが、今後さらに再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。
○	緊急物資の確実な供給体制を構築するため、公園における物資の集積拠点としての防災機能を強化する必要がある。
○	大規模災害時に備え、相互応援協定の締結・改定や、家庭等における備蓄を推進しているところであるが、救援物資等の備蓄・輸送体制を確立し、受援体制についても整備を推進していく必要がある。
○	災害時の物資供給に係る協定の締結を引き続き進めるとともに、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づいた、食料備蓄等を継続する必要がある。
○	災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る適切な調整を行うため、実践的な訓練や研修を継続して実施する必要がある。
○	防災拠点となる施設への自家発電設備の導入などを進めているところであるが、自立分散型エネルギー設備の導入に加え、LPガスの活用など、災害時におけるエネルギー供給の多様化を検討する必要がある。
○	自衛隊、警察、消防などの広域応援部隊の円滑な活動を支援するため、公園における広域活動拠点としての防災機能を強化する必要がある。
○	地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、他機関との連携強化を図るため、合同訓練等を実施する必要がある。
○	消防団員の確保推進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。
○	警察、医師会、歯科医師会による連絡協議会等で多数遺体への対応（身元確認等）体制を構築する必要がある。
○	災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や企業と自主防災組織等地域との連携強化の推進など帰宅困難者対策を推進し、さらに膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や機能強化を推進し、帰宅困難者の受入体制の確保を図る必要がある。
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-5	被災地における感染症等の大規模発生
2-6	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
○	災害時における医療・救護に必要な医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄を行うとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保の体制を構築しておく必要がある。
○	熊本地震（H28）を受けて改訂した下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、下水

道BCPを更新する必要がある。

- 避難所におけるトイレの衛生環境を改善し、ノロウイルスなどの感染症の蔓延を防ぐとともに、トイレの衛生環境に起因する災害関連死を防ぐ必要がある。
- 福祉避難所の指定をより一層推進するとともに、円滑な開設・運営体制の構築を図るため、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。
- 避難所における良好な生活環境の確保を目指した避難所運営体制づくりを進める必要がある。
- 避難所における劣悪なトイレ環境を改善し災害関連死を防ぐため、「徳島県災害時快適トイレ計画」及び「徳島県トイレ計画アクションプラン」に基づく施策を推進する必要がある。
- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。
- 災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る適切な調整を行うため、実践的な訓練や研修を継続して実施する必要がある。（再掲）

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

- 庁舎の耐震化、電力の確保、情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。また、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合には、後発地震に備え、水・食料等の備蓄、非常用発電装置やコンピュータ・システム等重要資機材点検等の所要の措置を実施する体制づくりを行う必要がある。
- 地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、他機関との連携強化を図るため、合同訓練等を実施する必要がある。（再掲）
- 電力供給遮断などの非常時に、防災拠点等（公共施設等）において、高い給電機能を有するPHV・EV・FCVを活用し、初動対応に必要不可欠な電力を供給する必要がある。
- 庁舎が被災しても、被災者支援をはじめ速やかに各種の自治体業務が再開できるよう、業務システムのクラウド化や発災直前の各種住民データを県外に保管するなど、住民データの遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる必要がある。
- BCP（業務継続計画）の策定や災害対策本部の初動体制の充実・強化など機能不全に陥らない体制を整備しているところであるが、継続的な見直しや訓練を実施し、職員の災害対応力の向上が必要である。
- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われると行政機能は著しく低下する。また、平時に比して業務量も膨大となる中でも、迅速かつ円滑な復旧・復興が図られるよう、あらかじめ、その対策手順を明確化しておく必要がある。
- 防災拠点となる施設への自家発電設備の導入などを進めているところであるが、自立分散型エネルギー設備の導入に加え、LPガスの活用など、災害時におけるエネルギー供給の多様化を検討する必要がある。（再掲）

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

- | |
|--|
| 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な人に伝達できない事態 |
| 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
- 通信事業者等の回線が停止した場合にも被災状況の確認や復旧活動等に支障を及ぼさないよう、衛星携帯電話の配備等による代替性の確保を図る必要がある。
 - 通信インフラが麻痺や長期停止しないよう、これまで以上に情報伝達手段の多重化を図る必要がある。
 - 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の浸水対策や燃料備蓄に努める必要がある。（再掲）
 - 障がいのため意思疎通に支援が必要な方々に必要な支援を行うため、平素から個々の障がい特性に対する理解と認識を深め、いざという時に適切に対応できるよう、災害時に障がい者を支援するためのハンドブックの周知や研修を実施していく必要がある。
 - 「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため、「避難行動要支援者名簿」を地域や支援者と共有し、個別計画策定の取り組みを一層推進する必要がある。（再掲）
 - 津波情報をいち早く確実に住民に伝えるため、津波情報伝達体制の強化を図る必要がある。（再掲）
 - 浸水想定区域を視覚的にわかりやすい地図情報として、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などを確認できる環境を実現し、町民の防災意識向上を図り、防災啓発や避難訓練の充実等ソフト対策を推進する必要がある。（再掲）
 - 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練の実施等により、臨時情報発表時における防災対応の体制整備・連携体制の強化、また臨時情報に関する理解の促進を図る。
 - 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたことによる犯罪や混乱等の防止に努める必要がある。
 - 「南海トラフ地震臨時情報」への認知度が低く、また、発表頻度が低いことが想定されるため、臨時情報の周知を継続的に行う必要がある。
 - 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合に、町民等が必要となる防災対応を実施できるよう、臨時情報の発表を正確に情報伝達する体制づくりや、町民等からの問合せ窓口の整備が必要である。
 - 災害時の生活必需品や復旧資材等、消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、平時から物資の備蓄や災害時に冷静な判断・行動が出来る訓練や連携体制を強化する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

- 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
- 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
- 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
- 5-4 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
- 5-5 食料等の安定供給の停滞
- 5-6 農業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から重要であり、関係機関と連携を図りながら策定を促していく必要がある。
- 企業等における防災対策を促すために、各種防災訓練への参加を促す。
- 金融機関との連携強化を図り、災害発生時において、金銭等の持ち出しがかなわなかった住民に対し、当面の生活に必要な資金を提供できるような仕組みの検討に努める。
- 農業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード・ソフト対策の適切な推進を図っていく必要がある。
- 災害時の生活必需品や復旧資材等、消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、平時から物資の備蓄や災害時に冷静な判断・行動が出来る訓練や連携体制を強化する必要がある。（再掲）
- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、公園における物資の集積拠点としての防災機能を強化する必要がある。（再掲）
- 民間物流施設の活用、協定の締結、BCPの策定等により、物資調達・供給体制を構築するとともに、支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。
- 大規模災害時に備えた生活必需品等の支援物資の供給に関し、支援協定を締結した民間企業等と、支援物資等の確保、搬送体制の確立のための様々な被害を想定した訓練を実施する必要がある。
- 災害時の物資供給に係る協定の締結を引き続き進めるとともに、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づいた、食料備蓄等を継続する必要がある。
- 基幹的な農業水利施設について、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

- 6-1 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
- 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
- 6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
- 6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止
- 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 国の交付金などを活用し、防災拠点等に太陽光パネルや蓄電池の設置を進め、エネルギー供給リスクの分散を図り、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を推進する必要がある。
- 防災拠点となる施設への自家発電設備の導入などを進めているところであるが、自

立分散型エネルギー設備の導入に加え、L P ガスの活用など、災害時におけるエネルギー供給の多様化を検討する必要がある。（再掲）

- 災害時における電力供給に有効な燃料電池自動車や電気自動車などの導入推進及び、当該車両を保有する自治体・民間事業者等との非常時における連携体制の構築が必要である。
- 南海トラフ巨大地震の被害想定に加え、中央構造線・活断層地震の被害想定 の啓発に努める必要がある。
- 水道施設の耐震化については、引き続き計画的な耐震化に取り組む必要がある。
- 水道施設については、大規模災害時においても、利水施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する必要がある。
- 「液状化」については、被害想定をもとに、効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる必要がある。
- 上水道B C P及び災害時の応急給水や復旧活動のための計画の策定を推進しているところであるが、今後さらに再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。
- 災害時における生活用水の確保において、再利用水や井戸水の活用が有効であることの啓発等に努める。
- 浄化槽については、合併処理浄化槽の普及を促進する必要がある。また、浄化槽台帳データの更新を進め、設置・管理状況の把握を推進する必要がある。
- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、耐震設計による下水管渠の整備を図るとともに、熊本地震（H28）を受けて改訂した下水道B C P策定マニュアル等を踏まえ、下水道B C Pを更新する必要がある。
- 緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化等を図るとともに、重要な交通施設を守るための治水等の対策を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路を補完する町道等の整備を推進するとともに、迂回路として活用できる町道等について、被災状況や、通行可否等の情報を道路管理者間で共有する連絡体制が必要である。
- 発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、なお一層、関係機関との情報収集・共有体制を整える必要がある。
- 発災後、迅速な通行経路啓開に向けて、緊急輸送道路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う必要がある。
- 帰宅困難者を発生させないよう、また災害派遣医療チーム（D M A T）等の支援ルートを確保するため、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、重要な交通施設を守るための治水等対策の着実な推進と支援物資物流を確保する必要がある。
- 河川堤防・水路などの防災インフラについては、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・水路において対策を推進する必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

- 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
- 7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
- 7-3 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
- 7-4 農地等の被害による地域の荒廃

- 消防団や自主防災組織の充実強化による初動対応力の向上を図る必要がある。
- 密集市街地における住環境改善、防災性の向上等を図る必要がある。（再掲）
- 地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。（再掲）
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、関係機関と連携した取り組みを推進する必要がある。（再掲）
- 火災予防、通電火災防止、危険物事故防止対策等の啓発を推進するとともに、感震ブレーカーや住宅用火災報知器の設置の促進を図る必要がある。（再掲）
- 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。（再掲）
- 町営住宅等の老朽化対策について、倒壊・損傷による被害の回避の観点から、入居者が安全で快適に居住できる住宅の確保を図るため、藍住町営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する必要がある。
- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する必要がある。
- 国において、高圧ガス等の漏洩を防止するための耐震基準の改定が行われており、高圧ガス事業者は、対策を進める必要がある。
- 農業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード・ソフト対策の適切な推進を図っていく必要がある。（再掲）
- 基幹的な農業水利施設について、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。（再掲）
- 地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取り組みを推進し、防災力を強化する必要がある。（再掲）

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

- 8-1 大量に発生する災害廃棄物等の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - 8-2 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
 - 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
 - 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
 - 8-5 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - 8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
 - 8-7 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響
- 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。
 - 既存の処理施設（焼却施設、破砕機等）だけでは、災害廃棄物等の処理に長期間を要することから、仮設焼却炉の設置等についても検討する必要がある。
 - 県が平成 25 年に公表した南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地の選定を推進する必要がある。
 - 農業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取り組みを進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。また、復興ビジョンに基づき、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靱な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進めていく必要がある。
 - 道路啓開等にあたっては、国・県等との情報共有を図り、道路啓開計画を策定し、訓練等を積み重ねる必要がある。
 - 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。
 - 震災からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取り組みを実施する必要がある。
 - 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。（再掲）
 - 消防団員の確保推進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。（再掲）
 - 自主防災組織について組織率 100%を目指し、かつ、活動の活性化について支援を行うとともに、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図り、さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る必要がある。
 - 地震等に伴う地盤沈下等による長期にわたる浸水対策としては、排水ポンプ車によ

- る浸水排除が効果的であることから、排水ポンプ車を保有している国土交通省と連携し、情報伝達訓練及び排水ポンプ車稼働訓練を行い能力の向上に努める必要がある。
- 「文化財災害対応マニュアル」により、所有者等に文化財の耐震化についての意識向上を図る必要がある。
 - 文化財の喪失を防ぐためには、平時から町民の文化財保護意識を醸成する必要がある。
 - 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。
 - 藍の館、勝瑞城館跡（類似施設を含む）における展示方法・収蔵方法等を点検・改善し、来館者や展示・収蔵資料の被害を最小限にとどめることが必要である。また、徳島県文化財保存整備市町村協議会、徳島県博物館協会、歴史資料保全ネットワーク徳島との「文化財の防災に関する共同宣言」に基づき、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができるよう体制を整えけるとともに、展示・収蔵資料のほか、有形無形の文化財等を映像等に記録し、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てるため、アーカイブしておく必要がある。
 - 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取り組み等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組んでいく必要がある。
 - 道路や橋梁などインフラ施設については、個別に長寿命化計画の策定が推進されているところであるが、将来の人口推計や財政状況等を勘案した「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえた、「公共施設等総合管理計画」に基づき、「既存ストックの積極的な有効活用」や「老朽施設の戦略的な長寿命化」など、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実現し、計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁的な推進体制の構築を図る必要がある。
 - 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から若年者や女性雇用の取り組みを拡充することにより建設業への入職の促進を図るとともに、技術者等のためのセミナー等を開催し、就業者の定着を図る必要がある。
 - 被災後に早期かつ的確に復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備に取り組む必要がある。
 - 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査や被災宅地危険度判定の迅速化など、発災時に対応すべき事項について把握しておく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討していく必要がある。
 - 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平時に応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておく必要がある。
 - 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図れるよう、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、復興計画策定に必要な基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）を進めておく必要がある。

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておく必要があり、地籍調査は、さらに推進を図る必要がある。
- 大規模災害発生後において、迅速に被災者の生活再建を支援するため、職員に対し、罹災証明発行の前提となる住家被害認定調査が円滑に行えるよう、実践的な研修を実施し、専門人材を養成する必要がある。
- 大規模災害の発生による被災状況を情報発信し、応急対策期からの受援体制を構築するとともに、復旧・復興期に至るまで、切れ目なく広域支援を受け入れる体制づくりが必要である。
- 大規模災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物の広域輸送に関する体制の構築を図っておく必要がある。また、被災地からの人口流出を防ぐための速やかな復興には、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりトレーニングの実施や「事前復興」等をテーマとした動画の制作・配信による町民意識の醸成など、平時から復興を見据えた検討や復興への考え方を浸透させる必要がある。
- 大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、BCPの策定を推進するとともに、訓練などにより策定されたBCPの実効性を向上させる必要がある。

横断的施策分野の脆弱性評価結果

リスクコミュニケーション分野
○ 町民、自主防災組織、学校、事業者、ボランティア、県、町、その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び要配慮者をはじめとするあらゆる人の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携及び協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する必要がある。 ○ 発達段階に応じた防災教育をはじめ、町民の誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会を提供するなど、地域の「防災リーダー」となる防災を担う人材を育成する必要がある。 ○ 児童生徒の災害に適切に対応する能力、主体的に判断し、行動する能力を高めるため、各学校が家庭・地域・関係機関と連携した防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。
人材育成分野
○ 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する必要がある。特に、災害現場での応急対応については、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した体制整備・人材の育成を図ることに加えて、消防団等の充実強化を推進する必要がある。 ○ 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、避難所運営、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる職員の育成が必要である。 ○ 道路啓開、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等、民間の人材の確保・育成を図る必要がある。 ○ 大規模災害発生時においても罹災証明発行の前提となる、住家被害認定調査を円滑に実施するため、職員に対し実践的な研修を実施し、専門人材を養成する必要がある。 ○ 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。 ○ 津波からの即避難率 100%を目指し、町民の意識啓発を促進するとともに、防災士や災害ボランティアコーディネーターなどの人材の育成、自主防災組織の充実強化等を図るなど総合的なソフト対策を推進する必要がある。 ○ 消防団員の確保推進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。 ○ 災害発生時には、災害のフェーズに応じた災害対応、そのための推進体制の整備や進捗把握などの管理、応援職員の緊急確保などの「災害マネジメント」が求められる。このため、職員に対する実践的な研修や訓練を通じて、マネジメント人材の育成を行う必要がある。 ○ 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。 ○ 地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニ

ティ力を高める取り組みを進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。また、復興ビジョンに基づき、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靱な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進めていく必要がある。

- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。
- 自主防災組織について組織率 100%を目指し、かつ、活動の活性化について支援を行うとともに、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図り、さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る必要がある。
- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から若年者や女性雇用の取り組みを拡充することにより建設業への入職の促進を図るとともに、技術者等のためのセミナー等を開催し、就業者の定着を図る必要がある。
- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。

官民連携分野

- 道路啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間企業や地域の専門家等が有するスキル・ノウハウを活用するための官民連携体制を確保する必要がある。これを実効あるものとするために、民間企業や業界団体との協定の締結や実践的な共同訓練の実施等の推進が必要である。また、自主防災組織の充実強化を進める必要がある。
- 災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、町、ボランティア、NPO、これらの活動をコーディネートする中間支援組織など様々な主体の「連携・協働」が必要となる。同時に、本町の地域特性に応じた支援とするには、町と社会福祉協議会、自治会、地域NPOが連携した受入体制の整備をする必要がある。更に、町が設置する災害対策本部において、官民連携を確実なものとする体制を検討する。
- 町民、自主防災組織、学校、事業者、ボランティア、県、町その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び要配慮者をはじめとするあらゆる人の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携及び協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する必要がある。

長寿命化対策分野

- 町民の日々の「生活」や「社会経済活動」は、道路、河川といった「公共インフラ施設」や、学校、文化・スポーツ施設、行政庁舎などの「ハコモノ施設」で支えられており、町民がそれぞれの「夢と希望」の実現に向け、心豊かな暮らしを送るためには、「これら公共施設の安全・安心の確保」が不可欠であるが、公共施設の老朽化が大きな課題となっている。
- 道路や橋梁などインフラ施設については、個別に長寿命化計画の策定が推進されているところであるが、将来の人口推計や財政状況等を勘案した「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえた、「公共施設等総合管理計画」に基づき、「既存ストックの積極的な有効活用」や「老朽施設の戦略的な長寿命化」など、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実現し、計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁的な推進体制の構築を図る必要がある。

別紙２ 重要業績指標一覧

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生			
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・木造住宅等の耐震化率	耐震化支援策実施(R7)	地震発生時における死者ゼロ(R11)	12
・公共施設の耐震化 非構造部材の耐震化	推進(R7)	推進(R11)	12
・学校施設の耐震化率 町立小中学校	推進(R7)	推進(R11)	12
・学校施設の非構造部材の耐震化率 町立小中学校	推進(R7)	推進(R11)	12
・学校施設トイレの改修 乾式化・洋式化率 町立小中学校	80%(R7)	60%(R11)	12
・学校施設の長寿命化・大規模改修 町立小中学校	推進(R7)	推進(R11)	12
・学校施設の防災機能強化 町立小中学校	推進(R7)	推進(R11)	12
・学校施設の大雨等への対策 町立小中学校	推進(R7)	推進(R11)	12
・社会福祉施設の防火・防災・耐震化の促進	推進(R7)	推進(R11)	13
・社会福祉施設のブロック塀の安全対策の促進	推進(R7)	推進(R11)	13
・社会福祉施設の安全対策の強化の促進	推進(R7)	推進(R11)	13
・社会福祉施設のBCPの策定の推進	推進(R7)	推進(R11)	13
・給水設備・換気設備の整備促進	推進(R7)	推進(R11)	13
・自主防災組織の活性化 組織結成率	72.4%(R6)	100%(R11)	13
・防災士登録者数	194人(R6)	300人(R11)	13
・老朽危険建築物(空き家等)除却戸数(累計)	推進(R7)	10戸(R11)	13
・住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置促進	促進(R7)	促進(R11)	13
・消防団員の確保対策の推進	推進(R7)	推進(R11)	13
・「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定	策定(R7)	推進(R11)	13

1-3 南海トラフ巨大地震等での大規模津波等による多数の死傷者の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・ハザードマップの作成、公表	作成済(R7)	時点修正(R11)	13
・防災訓練の実施	年1回(R7)	参加促進(R11)	13
・避難行動要支援者に対する個別計画の作成推進	推進(R7)	推進(R11)	13
・「津波避難対策緊急事業計画」の策定	策定(R7)	推進(R11)	14
・情報伝達手段の多重化(防災ラジオ、藍メール等)	運用中(R7)	推進(R11)	14
・老朽危険建築物(空き家等)除却戸数(累計)(再掲)	推進(R7)	10戸(R11)	14
・「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定(再掲)	策定(R7)	推進(R11)	14
・防災訓練への外国人の参加促進	促進(R7)	促進(R11)	14

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・河川管理者への計画的な河川整備の要望	推進(R7)	推進(R11)	14
・総合ハザードマップの作成、公表	作成済(R7)	時点修正(R11)	14
・高潮ハザードマップの作成、公表	作成済(R7)	時点修正(R11)	14

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			
重要業績指標	現況	目標	P
・「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」に基づく備蓄の推進 備蓄達成率	94%(R7)	100%(R11)	15
・災害時の物資供給に係る協定の締結の推進	推進(R7)	推進(R11)	15
・家庭における備蓄推進への啓発	推進(R7)	推進(R11)	15
・勝瑞・住吉地区防災備蓄倉庫整備事業	事業着手(R5)	完成(R8)	15
・水道基幹管路耐震適合率	17.34%(R5)	24.0%(R11)	15
・福祉避難所の環境整備や必要な物資の確保等の推進	推進(R7)	推進(R11)	15
・全国各地からの救援物資等の受援体制の検討 受援計画の策定	推進(R7)	策定(R11)	15
・防災拠点施設に太陽光発電設備及び蓄電池等を設置	推進(R7)	推進(R11)	15
・道路舗装及び橋梁の長寿命化、橋梁の耐震化計画の策定	推進(R7)	推進(R11)	16

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			
重要業績指標	現況	目標	P
・自主防災組織の活性化 組織結成率(再掲)	72.4%(R6)	100%(R11)	16
・「機能別団員制度」の導入の検討	推進(R7)	推進(R11)	16
・防災訓練の実施(再掲)	年1回(R7)	参加促進(R11)	16

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱			
重要業績指標	現況	目標	P
・「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発	推進(R7)	推進(R11)	16
・企業や学校における食料や水の備蓄促進の普及啓発	推進(R7)	推進(R11)	16
・道路構造物の修繕・更新、緊急輸送道路、橋梁等の耐震補強の推進	推進(R7)	推進(R11)	16

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺			
--	--	--	--

2-5 被災地における感染症等の大規模発生			
-----------------------	--	--	--

2-6 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生			
--	--	--	--

重要業績指標	現況	目標	P
・災害医療体制の構築に向けた訓練等の実施	検討(R7)	毎年度開催	17
・DMAT、DPAT、災害時コーディネーター等との連携方法の検討	推進(R7)	推進(R11)	17
・防災拠点等に太陽光パネル及び蓄電池等を設置(再掲)	推進(R7)	推進(R11)	17
・地震対策上、重要な下水管渠の地震対策実施率	100%(R7)	推進(R11)	17
・下水道BCPの継続的な改善と被害の最小化を図る	推進(R7)	推進(R11)	17
・災害用トイレの備蓄率	100%(R7)	推進(R11)	17
・スフィア・プロジェクト研修の参加者数	2人(R7)	10人(R11)	17
・避難所施設となる体育館トイレ洋式化率	推進(R7)	推進(R11)	17
・「藍住町避難所運営マニュアル」等による地域住民主体の訓練等の実施	検討(R7)	毎年度開催	17
・福祉避難所の指定数	7か所(R7)	10か所(R11)	17
・福祉避難所の装備資機材等の充実、各種訓練の実施等	推進(R7)	推進(R11)	17

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ			
---	--	--	--

重要業績指標	現況	目標	P
・防災拠点等となる町有施設の耐震化率	95.2%(R7)	100%(R11)	18
・防災拠点等に太陽光パネル及び蓄電池等を設置(再掲)	推進(R7)	推進(R11)	18
・「藍住町業務継続計画」等の改定	推進(R7)	改定(随時)	18
・他自治体と締結している相互応援協定の取り組み強化	推進(R7)	推進(R11)	18
・総合文化ホールに庁舎機能代替設備を設置	設置済(R7)	機能強化(随時)	18
・住民情報のクラウド化	推進(R7)	推進(R11)	18

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止			
-------------------------------	--	--	--

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な人に伝達できない事態			
--	--	--	--

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			
--	--	--	--

重要業績指標	現況	目標	P
・情報伝達手段の多重化(防災ラジオ、藍メール等)(再掲)	運用中(R7)	推進(R11)	19
・避難所の非常用発電機の備蓄数 各避難所(7か所)	34台(R7)	推進(R11)	19
・防災拠点等に太陽光パネル及び蓄電池等を設置(再掲)	推進(R7)	推進(R11)	19
・第5世代移動通信システム(5G)による取り組みを推進	推進(R7)	推進(R11)	19
・防災拠点等における公衆無線LANの整備	推進(R7)	推進(R11)	19
・「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定(再掲)	策定(R7)	推進(R11)	19
・「臨時情報」に係る防災訓練等の実施	検討(R7)	毎年度開催	19

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下			
5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響			
5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等			
5-4 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響			
5-5 食料等の安定供給の停滞			
5-6 農業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響			
重要業績指標	現況	目標	P
・各企業のBCP策定の支援	推進(R7)	推進(R11)	20
・農業版BCP策定の支援	推進(R7)	推進(R11)	20
・農業協同組合など関係団体のBCP策定の支援	推進(R7)	推進(R11)	20
・ライフライン事業者参加の防災訓練の実施	検討(R7)	毎年度開催	20
・基幹的水利施設等の整備・耐震化など防災対策の推進	推進(R7)	推進(R11)	20
・利水施設の予防的対策の推進	推進(R7)	推進(R11)	20
・道路構造物の修繕・更新、緊急輸送道路、橋梁等の耐震補強の推進(再掲)	推進(R7)	推進(R11)	20
・物資調達・供給体制の構築	推進(R7)	推進(R11)	20
・救援物資等の受援体制の整備	推進(R7)	推進(R11)	20

6-1 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止			
6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止			
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
重要業績指標	現況	目標	P
・自然エネルギーによる自立・分散型の電力供給システムの導入を検討	推進(R7)	推進(R11)	21
・次世代エコカー(EV、FCV、PHV等)の導入の検討	推進(R7)	推進(R11)	21
・避難所の非常用発電機の備蓄数 各避難所(7か所)(再掲)	34台(R7)	推進(R11)	21
・防災拠点等に太陽光パネル及び蓄電池等を設置(再掲)	推進(R7)	推進(R11)	21
・水道基幹管路耐震適合率	17.34%(R5)	24.0%(R11)	21
・基幹的水利施設等の整備・耐震化など防災対策の推進(再掲)	推進(R7)	推進(R11)	21
・利水施設の予防的対策の推進(再掲)	推進(R7)	推進(R11)	21
・地震対策上、重要な下水管渠の地震対策実施率(再掲)	100%(R7)	推進(R11)	21
・下水道BCPの継続的な改善と被害の最小化を図る	推進(R7)	推進(R11)	21
・合併処理浄化槽への転換の促進	促進(R7)	促進(R11)	22
・合併処理浄化槽の普及促進 普及率	53.0%(R7)	64.4%(R11)	22
・浄化槽台帳データの更新 設置・管理状況の把握の推進	推進(R7)	推進(R11)	22
・「液状化」対策の推進(再掲)	推進(R7)	推進(R11)	22
・中央構造線・活断層地震の被害想定等の啓発 ハザードマップの作成、公表	作成済(R7)	時点修正(R11)	22

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止			
6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全			
重要業績指標	現況	目標	P
・道路構造物の修繕・更新、緊急輸送道路、橋梁等の耐震補強の推進(再掲)	推進(R7)	推進(R11)	22
・緊急輸送道路を補完する町道の整備	推進(R7)	推進(R11)	22
・河川管理者への計画的な河川整備の要望(再掲)	推進(R7)	推進(R11)	22
・公共交通機関等を運行する各種団体との支援協定締結、連携体制の整備	推進(R7)	推進(R11)	22
・道路啓開に向けた緊急交通路等の指定及び確保	推進(R7)	推進(R11)	22
・「液状化」対策の推進(再掲)	推進(R7)	推進(R11)	22

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生			
7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺			
7-3 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃			
重要業績指標	現況	目標	P
・住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置促進	促進(R7)	促進(R11)	23
・消防団員の確保対策の推進(再掲)	推進(R7)	推進(R11)	23
・総合防災訓練、図上訓練の実施	実施(R7)	毎年度開催	23
・建築物のアスベスト調査	推進(R7)	推進(R11)	23
・津波火災対策	検討(R7)	推進(R11)	23
・木造住宅等の耐震化率(再掲)	耐震化支援策実施(R7)	地震発生時における死者ゼロ(R11)	23
・老朽危険建築物(空き家等)除却戸数(累計)(再掲)	推進(R7)	10戸(R11)	23

7-4 農地・森林等の被害による地域の荒廃			
重要業績指標	現況	目標	P
・多面的機能支払交付金を活用した農地等の保全活動の取り組みを推進	推進(R7)	推進(R11)	24
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態			
8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失			
8-5 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
重要業績指標	現況	目標	P
・災害廃棄物仮置場の候補地の選定	促進(R7)	促進(R11)	25
・河川管理者への計画的な河川整備の要望(再掲)	促進(R7)	促進(R11)	25
・中小河川の洪水ハザードマップの作成、公表	作成(R8)	時点修正(R11)	25
・総合管理計画に基づき「個別施設計画」を策定	推進(R7)	推進(R11)	25
・道路構造物の修繕・更新、緊急輸送道路、橋梁等の耐震補強の推進(再掲)	推進(R7)	推進(R11)	25
・貴重な文化財の保護	推進(R7)	推進(R11)	26

8-2 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態			
8-7 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な被害			
重要業績指標	現況	目標	P
・自主防災組織の活性化 組織結成率(再掲)	72.4%(R6)	100%(R11)	27
・「被災者生活再建支援制度」等、各種手続きの職員研修の実施	推進(R7)	推進(R11)	27
・下水道BCPの継続的な改善と被害の最小化を図る(再掲)	推進(R7)	推進(R11)	27
・事前復興の取り組みの推進	推進(R7)	推進(R11)	27

8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態			
重要業績指標	現況	目標	P
・地籍調査の推進	推進(R7)	推進(R11)	27
・住家被害認定調査職員登録者数	48人(R7)	70人以上(R11)	28
・被災建築物応急危険度判定士の確保人数	32人(R7)	50人以上(R11)	28
・被災宅地危険度判定士の確保人数	9人(R7)	20人以上(R11)	28
・応急仮設住宅供給のための用地確保	推進(R7)	推進(R11)	28

リスクコミュニケーション分野			
重要業績指標	現況	目標	P
・防災訓練の実施(再掲)	年1回(R7)	参加促進(R11)	29
・自主防災組織の活性化 組織結成率(再掲)	72.4%(R6)	100%(R11)	29
・防災士登録者数(再掲)	194人(R6)	300人(R11)	29

人材育成分野			
重要業績指標	現況	目標	P
・自主防災組織の活性化 組織結成率(再掲)	72.4%(R6)	100%(R11)	29
・防災士登録者数(再掲)	194人(R6)	300人(R11)	29
・住家被害認定調査職員登録者数(再掲)	48人(R7)	70人以上(R11)	29
・被災建築物応急危険度判定士の確保人数(再掲)	32人(R7)	50人以上(R11)	29
・被災宅地危険度判定士の確保人数(再掲)	9人(R7)	20人以上(R11)	29

官民連携分野			
重要業績指標	現況	目標	P
・防災訓練の実施(再掲)	年1回(R7)	参加促進(R11)	30

長寿命化分野			
重要業績指標	現況	目標	P
・総合管理計画に基づき「個別施設計画」を策定(再掲)	推進(R7)	推進(R11)	30